

平成28年7月7日
九州地方整備局～建築物を安全で快適に効率よく使い続けるために～
「平成28年度九州地区（長崎）官庁施設保全連絡会議」を開催します

建築物等の性能や機能を良好な状態に保つには、適正な保全を行うことが必要です。官庁施設においても長期にわたり良質なストックとして活用するために、効率的な維持管理を行うことが求められています。

本会議は、長崎県内の国家機関で実際に建物を管理されている保全担当職員を対象に、実務に即した保全情報と意見交換の場として毎年度開催しています。

なお、本会議には、独立行政法人及び地方公共団体へも案内しております。

【主な議題】

◇「法定点検の重要性」～施設管理者の危機管理～

昨今、施設の不適切な管理に起因される事故等が発生し、施設管理者による建物の保全の適正化がより一層求められています。国家機関の建築物の保全や点検は法律により規定されています。「建築基準法」や「官公庁施設の建設等に関する法律」で定められた点検内容、点検資格者、改正概要等について説明します。

◇「建築・設備基礎知識〔点検のポイント〕」～現地確認～

施設管理者が適正な保全を行うためには、施設の使用条件や使用方法、また備えつけられている設備機器、仕上材の種別等、現状を知りそれに適した対応をする必要があります。

建物の性能や機能等、基本的な事項及び管理上の注意事項や点検のポイントをより理解しやすいように現地で確認しながら説明します。

◇「災害発生時における被災情報伝達について」～災害時の連携～

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となるなど、入居する官署の業務等に応じた役割を担うこととなります。施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的として、災害時の官庁施設に関する被災情報の伝達方法を定めた「官庁施設の被災情報伝達要領」について説明します。

○日時：平成28年7月14日（木）13:30～16:00

○場所：長崎法務総合庁舎5階会議室

○参加者：各府省の保全担当者職員、独立行政法人及び地方公共団体職員
(27官署 38名出席予定)

※取材は可能です。また、会場内に記者席を用意しております。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 営繕部
保全指導・監督室 室長補佐 二川 幸二（内線5520）
TEL 092-471-6331（代表）
092-476-3539（直通）

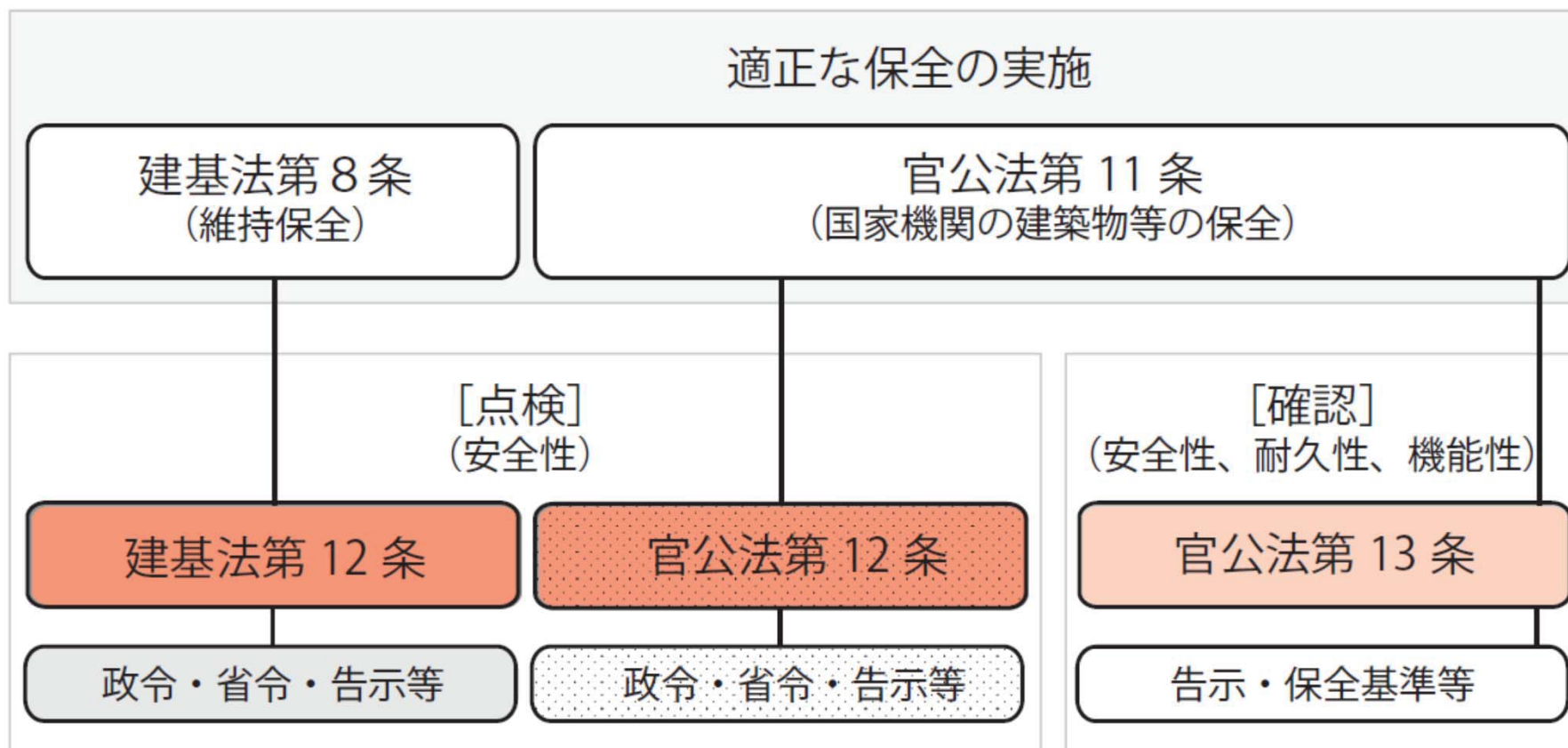
平成28年度 九州地区(長崎)官庁施設保全連絡会議 議事次第

日時：平成28年7月14日(木)
13:30~16:00
場所：長崎法務総合庁舎 5階会議室
司会：保全指導・監督官

議 事	資 料	説明者
挨拶		保全指導・監督室長
1. 法定点検の重要性 点検改正法令の施行について	資料1	保全指導・監督室 保全指導係長
2. 災害発生時における被災情報伝達について	資料2	保全指導・監督官
3. 建築・設備基礎知識[点検のポイント] ～ 現地確認～	資料3	保全指導・監督官
休憩		
4. 保全に関する情報提供	資料4	保全指導・監督官
質疑応答		
閉会		

適正な保全の実施に係る法体系

- 国の機関の建築物には、建基法及び官公法が適用される



【当日議題】 法定点検の重要性 点検改正法令の施行について (抜粋)

改正の概要(H28.6.1施行)

項目	建築基準法	官公庁施設の建設等に関する法律
①点検対象施設	5階以上かつ1,000㎡超の事務所、100㎡超の特殊建築物(変更無し)。	2階以上又は200㎡超の事務所(建築基準法の適用対象施設は建築基準法による)(変更無し)
	建基法12条2項・4項,6条1項1号,建基令16条2項	官公法12条1項・2項,官公令
②点検強化対象設備	火災感知やシステム制御など、火災時に自動で作動する防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー等)の点検について、点検項目を細分化。	
	告示723号(制定H28.5.2)	告示1351号(改正H28.5.31)
③点検周期	当該設備の点検周期を3年から1年に変更。経過措置あり。	
	建基則6条の2,同附則2条5項	官公法第12条2項,官公則第2条,告示1351号(改正H28.5.31)
④資格者	当該設備の点検は防火設備検査資格者(新資格)が実施。当該設備にかかる点検の実務経験が2年以上ある国の職員は、防火設備検査資格者となり得る。	
	建基法12条4項,建基則6条の6 告示483号(制定H28.3.9),H28.3.10事務連絡, H28.6.1事務連絡	官公法12条2項

【当日議題】 法定点検の重要性 点検改正法令の施行について (抜粋)

官庁施設の被災情報伝達要領

概要版

1. 目的

被災情報共有の目的を共有

- 官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。
 - 災害時においては、施設管理者と官庁営繕部等※が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。
- ※官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕関係部局
- 【施設管理者による災害時の対応】

 - ・施設点検
 - ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断
 - ・来庁者等の安全確保 等

【官庁営繕部等の災害時の対応】

 - ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等
- 本要領は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

2. 対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎 等
- ・在外公館
- ・公務員宿舎 等
- ・刑務所
- ・防衛施設 等
- ・国会関係施設
- ・特別会計施設(国交省※)
- ・裁判所
- ・会計検査院
- ・国会議事堂
- ・労働保険官署及び職業安定官署 等
- ・国交省以外の特別会計施設(労働保険官署及び職業安定官署を除く)

※土木管理施設(ダム管理所等)、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類・規模、官署に応じて、3つに区分して整理

○災害の種類と規模に応じ、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を次のように設定。

地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に所在する全ての施設	C 震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設	被害があった施設
A 優先対応施設 B その他施設		
被害の有無 被害の状況		被害の状況

- A 優先対応施設 : 災害応急対策活動を実施する施設等(予め設定)
- B その他施設 : 上記以外

○大規模災害時における官庁営繕部等の対応

- 応急対策活動期(災発直後の初動期)
 - ・Aの施設については優先的に被害の有無の把握や技術的支援を実施。
 - ・B、Cの施設については要請があれば可能な範囲で技術的支援を実施。
- 応急対策活動期後
 - ・A、B、Cを区分せずに対応。

4. 被災情報の伝達様式

被災情報の伝達様式を統一

○被災情報の伝達は様式1～3によるものとする。

- ・様式1 : 被災情報のとりまとめを行うための様式
様式2の集計欄の内容を転記する。
- ・様式2 : 個々の施設の被害情報を伝達するための様式
- ・様式3 : 被災部位の写真を添付し伝達するための様式



【当日議題】災害発生時における被災情報伝達について(抜粋)